

令和7年11月14日

災害対策連絡協議会 各位

災害対策連絡協議会
会長 松永 朋美

令和7年度「栄区災害対策連絡協議会」について（書面開催）

向寒の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、栄区の防災・減災対策について御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

「令和7年度栄区災害対策連絡協議会」は近年の開催状況・内容や他区の運用状況、また参加される皆様への負担軽減などを踏まえ、書面開催とさせていただきます。

資料を送付いたしますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

また、アンケートを同封しますので、ご意見・ご要望等ございましたら、返信用封筒にてご返送ください。

1 議題

- (1) 新たな「横浜市地震防災戦略」について（情報提供）・・・資料1
- (2) 令和6年度 栄区の防災活動について（報告）・・・資料2

2 資料

- (1) 栄区災害対策連絡協議会設置要綱・・・資料3
- (2) 令和7年度 栄区災害対策連絡協議会委員名簿・・・資料4

3 同封資料

栄区防災マップ（令和7年3月改訂）

4 依頼

防災に関するアンケート

担当：栄区総務課危機管理・地域防災担当
藤井・松山・宮川・児玉
TEL：045 - 894 - 8312
FAX：045 - 895 - 2260
Mail：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

新たな「横浜市地震防災戦略」について（情報提供）

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、情報提供資料として報告させていただきます。

2 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



担当：栄区総務課危機管理・地域防災担当
藤井・松山・宮川・児玉
TEL：045 - 894 - 8312
FAX：045 - 895 - 2260
Mail：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和 6 年度 栄区の防災活動について（報告）

1 災害対応

令和 6 年度の栄区災害対策警戒本部設置は 13 件でした。いずれも区内で大きな人的、物的被害はありませんでした。南海トラフ地震臨時情報の発表や二度の大型台風では、輪番制で区役所に待機し、防災担当のみならず、栄区全体で連携し、対応にあたりました。

【栄区災害対策警戒本部】 13 件（区内で大きな人的、物的被害なし）

年月日	警報	備考
令和 6 年 6 月 3 日	大雨警報 (浸水害)・洪水警報	【区本部設置】 17 : 14 【区本部解除】 23 : 25 区本部人員 8 名
令和 6 年 6 月 18 日	大雨警報 (土砂災害・浸水害)	【区本部設置】 10 : 56 【区本部解除】 21 : 00 区本部人員 27 名 (1 号配備職員は対応準備のみで実活動なし)
令和 6 年 6 月 28 日	大雨警報 (土砂災害・浸水害)	【区本部設置】 13 : 24 【区本部解除】 24 : 00 区本部人員 8 名
令和 6 年 7 月 21 日	大雨警報 (浸水害)	【区本部設置】 2 : 09 【区本部解除】 05 : 20 区本部人員 6 名
令和 6 年 7 月 31 日	大雨警報 (浸水害)	【区本部設置】 15 : 23 【区本部解除】 21 : 05 区本部人員 6 名
令和 6 年 8 月 6 日	大雨警報 (浸水害)・洪水警報	【区本部設置】 22 : 57 【区本部解除】 1 : 35 区本部人員 6 名
令和 6 年 8 月 8 日	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	【区本部設置】 19 : 15 【区本部解除】 15 日 17 : 00 区本部人員 28 名
令和 6 年 8 月 15 日 ～ 8 月 16 日	大雨警報 (浸水・土砂災害)、 暴風・波浪警報【台風 7 号】	【区本部設置】 17 : 00 【区本部解除】 16 日 20 : 10 区本部人員 52 名
令和 6 年 8 月 21 日	大雨警報 (浸水害)	【区本部設置】 17 : 28 【区本部解除】 20 : 45 区本部人員 6 名
令和 6 年 8 月 22 日	大雨警報 (浸水害)	【区本部設置】 7 : 10 【区本部解除】 9 : 20 区本部人員 7 名
令和 6 年 8 月 29 日 ～ 9 月 2 日	大雨警報 (浸水・土砂災害)、 暴風・波浪警報【台風 10 号】	【区本部設置】 16 : 32 【区本部解除】 9 月 2 日 6 : 10 区本部人員 75 名
令和 6 年 11 月 2 日	大雨警報 (浸水害)	【区本部設置】 18 : 21 【区本部解除】 21 : 45 区本部人員 6 名
令和 6 年 11 月 27 日	大雨警報 (浸水害)	【区本部設置】 1 : 00 【区本部解除】 4 : 05 区本部人員 6 名

2 浸水想定区域標示看板の設置

風水害ハザードマップの更なる普及浸透、住民への水害に対する危機意識の高揚を図ることを目的として、いたち川沿いに浸水想定区域など水防災に係る各種情報を標示した看板を3か所設置しました。設置場所については、危機管理室が集計している「横浜市の災害」において、いたち川周辺で水害履歴が記録されている範囲から浸水被害が確認でき、車や人の往来が多く周知効果が高いと考えられる場所を選定しました。



【設置場所】

- ・ 天神橋付近（桂町325-9付近）
- ・ 花の木橋付近
（小菅ヶ谷1丁目1917-3付近）
- ・ 新橋付近（笠間4丁目3122-4付近）

3 風水害時の避難場所変更に伴う避難場所マップの更新

栄区避難場所マップ（風水害編）には、風水害時の避難場所が記載されています。風水害時に区が開設する避難場所は公共施設を基本としており、避難場所の一つに旧庄戸中が選定されていましたが、令和6年度から民間事業者の森学園が運営することになりました。そのため、令和6年3月より旧庄戸中に代わる避難場所として庄戸小学校を選定し、併せて避難場所マップ（風水害編）の掲載内容を更新するとともに、風水害時の避難場所として庄戸小学校に避難する対象地域の全世帯（約7,140戸）に更新した避難場所マップをポスティング配付し、避難場所の変更を周知しました。

変更箇所



栄区避難場所マップ(風水害編)を更新しました。

主な変更箇所【土砂災害に対する避難場所】
旧庄戸中学校 → 庄戸小学校

栄区から皆様へのおお願い

- ① お近くの避難場所を確認してください。
- ② 避難時の行動について、情報収集を行い、自ら考えてください。

風水害時の避難場所の開設基準について

土砂災害に対する
【高規格（高規格避難経路等）（規格レベル3）】または
【土砂災害警戒区域（規格レベル4）】のいずれかが発表された時

避難場所3か所開設：庄戸小学校・笠間小学校・桂田町会会館
災害規模に応じて、その他の避難場所(学校、公共施設等)を開設する場合があります。

【区内関係の注】
1. 上記の土砂災害警戒区域等が発表された場合、栄区は関係する自治体と連携して避難場所を指定することを確認してください。
2. 既に「避難場所」に指定された施設等は、避難場所として指定された自治体から自ら確認をお願いします。
3. 詳細は「避難場所」を掲載したパンフレットをご覧ください。

地震の避難所は防災マップをご確認ください。

地震の避難所は、栄区防災マップ(冊子)に掲載されています。
冊子は防災マップを添付してご請求ください。
■ 配布場所：区役所本館 4階41番
■ ホームページ：栄区防災マップ 検索

【お問い合わせ先】
栄区防災対策課
TEL 045-892-8211

4 地域防災拠点運営に関すること

(1) 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（5月）

これまで連絡協議会副会長を務めていただいた千秀小学校地域防災拠点委員長である加藤重雄委員長に連絡協議会会長に就任いただきました。令和6年度実績報告および令和7年度事業計画が承認され、各拠点の実状等を踏まえ、より良い拠点運営のために様々な提案等がなされました。

連絡協議会の前には、新任拠点委員長向け研修を実施し、新たに地域防災拠点委員長に着任された方に、地域防災拠点の役割や開設基準等についてお伝えしました。

(2) 地域防災拠点運営委員会意見交換会の開催

各地域防災拠点の開設・運営に関する取組の情報共有や、実災害時の懸念・不安の解消を目的として、意見交換会を開催しました。意見交換会では2つのグループに分かれ、各拠点における課題や成功事例などについて、活発な意見交換が行われました。また、令和6年度に各地域防災拠点に配備した、地域防災拠点の開設支援キットの素案を提示し、ご意見をいただきました。

意見交換会の前には、新たに地域防災拠点に関わる方向けの拠点基礎研修を実施し、地域防災拠点委員長のみならず、新たに委員になられた方などに地域防災拠点の役割や開設基準等についてお伝えしました。



(3) 各地域防災拠点訓練における拠点開設訓練（通年）



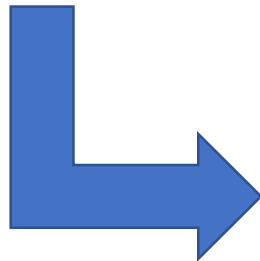
5 地域防災拠点開設支援キットの配備

地域防災拠点の運営委員については、1年交代で役員が変わる拠点も多く、ノウハウが引き継がれない現状があり、拠点開設・運営をどのように行えばいいか不安に思われている地域があります。初めて委員になられた方や普段避難所運営に携わらない方でも、発災時に拠点開設を迅速に始動できるマニュアルや指示カード等のツールが一式セットになった拠点開設支援キットを区内全地域防災拠点へ配備をしました。

令和7年度においても、各拠点での使用状況や各拠点からの要望を調査し、随時内容の更新を行います。

●開設支援キット内容物

- ・手順書×4冊
（【スタート編】、【施設の安全確認編】、【施設の使用確認編】、
【避難者受け入れ編】）
- ・点検セット×4セット
（折り畳みヘルメット、革手袋、ヘッドライト、単四電池4本、
バインダー、ボールペン養生テープ（赤）、警戒テープ（黄））
- ・トイレパック×20
- ・防災マップ×1



6 協定機関と連携した本部運営訓練の実施

令和6年9月13日に実施した第1回本部運営訓練では、初動対応訓練を行い、栄区各班での初動や報告様式を用いて報告内容の確認を行いました。

令和7年1月24日に実施した第2回本部運営訓練では、区役所内のみならず、協定を締結している関係機関にもご協力いただき、より実践的な形式で状況付与型シミュレーション訓練を行いました。

【ご協力いただいた関係機関】

- ・株式会社神奈中スポーツデザイン（湯快爽快たや）
- ・株式会社エフエム戸塚
- ・社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会
- ・横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部
- ・株式会社JR東日本ステーションサービス（本郷台駅）



社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会



横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部



株式会社JR東日本ステーションサービス（本郷台駅）

7 啓発活動

(1) 防災出前講座

あらゆるライフステージに応じた防災啓発が必要と考え、自治会・町内会、地域ケアプラザ、小学校、保育園など計31か所で実施しました。



(2) イベントでの防災ブース出展

区や地域主催のイベントにて、防災ブースを出展し、トイレパックや栄防災ノートなど、区で作成した啓発物品を来場者に配布しました。



日にち	イベント名	啓発物配布数
令和6年5月11日	さかえ一番まつり	400
令和6年10月27日	長沼町・防災フェスタ	300
令和6年11月3日	栄区民まつり	600
令和7年2月11日	上郷西連合防災フェスタ	300

栄区災害対策連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大規模地震、風水害、土砂災害等の各種災害（以下「災害等」という。）から栄区民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるために、区内の災害対策に関する情報を関係機関が共有することを目的として、栄区災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その円滑な推進を図るものとする。

- (1) 災害等発生時の応急対策に関すること
- (2) 災害等の予防及び啓発に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長が防災関係諸機関及び関係諸団体の代表者等を指名し、委員として組織する。

(役員等)

第4条 会長は栄区長（栄区災害対策本部長）、副会長は栄区連合町内会会長、栄区副区長（栄区災害対策副本部長）をもって充てる。

2 顧問は、栄区選出の県市会議員をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長（栄区副区長）がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議の開催は不定期とし、会長が必要と認めたときに随時召集し、開催する。ただし、書面開催も可能とする。

(分科会)

第7条 栄区の地域特性を考慮し、協議会内に水害対策に特化した分科会として水害対策分科会を設置する。

- 2 水害対策分科会には座長として栄区副区長を置く。
- 3 協議会は、座長が防災関係諸機関及び関係諸団体の代表者等を指名し、委員として組織する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は令和5年6月20日から施行する。

廃止

平成17年6月9日に施行した栄区水害対策連絡協議会設置要綱は廃止する。

令和7年度 栄区災害対策連絡協議会名簿

(令和7年11月1日現在)

役職	会 員 名		
会長	松 永 朋 美	栄区長	
副会長	細 田 利 明	栄区連合町内会長	
	米 山 岳 夫	栄区副区長	
委 員	横 川 恵	豊田連合町内会自治会長	
	指 田 弘	笠間連合町内会自治会長	
	田 中 健 次	小菅ヶ谷連合町内会自治会長	
	豊 田 孝 有	本郷第三連合町内会長	
	三 原 一 郎	上郷西連合町会長	
	芦 川 弘	上郷東連合町会長	
	加 藤 重 雄	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長	
	山 本 和 也	横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部 支部長	変更
	広 瀬 一 哉	(株)JR東日本ステーションサービス本郷台駅 ブロック長	
	野 家 敏 和	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社 渉外担当次長	変更
	高 田 康 二	(株)ジェイコム湘南・神奈川南横浜局長	変更
	福 原 稔	(株)エフエム戸塚 代表取締役	変更
	佐々木 克己	(一般社団法人)横浜建設業協会 栄区会 安全防災担当長	新規追加
	田 中 健 次	栄区社会福祉協議会会長	
	田 中 孝 秀	栄区社会福祉協議会事務局長	変更
	塩 田 信 之	栄警察署長	変更
	佐 藤 俊 作	栄消防署長	変更
	加 藤 正 基	栄消防団長	
	平 島 幸 江	栄区小学校長会 (千秀小学校長)	変更
	湊 浩 一	栄区中学校長会 (本郷中学校長)	変更
佐 藤 映	神奈川県横浜川崎治水事務所長	変更	
田 中 則 行	資源循環局栄事務所長	変更	
窪 田 雄 二	水道局戸塚水道事務所長	変更	
雨 堤 崇	栄区福祉保健センター長	変更	
大 野 豊	栄区福祉保健センター担当部長		
横 山 涼 子	栄区福祉保健センター医務担当部長	変更	
丸 山 知 明	栄土木事務所長	変更	
顧 問	楠 梨 恵 子	栄区議員団 (県会議員)	
	大 桑 正 貴	栄区議員団 (市会議員)	
	長 谷 川 え つ こ	栄区議員団 (市会議員)	
	興 石 且 子	栄区議員団 (市会議員)	
事 務 局	金 子 強	栄区総務課長	
	松 山 長 靖	栄区総務課危機管理担当係長	
	藤 井 竜 馬	栄区総務課危機管理担当係長	

栄区 防災マップ

わが家の**避難場所**は？ いざというときにメモしておきましょう

- いつとき避難場所・地域避難所は
- 地域防災拠点は
- 災害時の家族の集場所



栄区役所 令和7年3月

生活物資を備蓄しよう

大規模災害において、食料などの物資が届くまでに、3日程度かかることが想定されます。自宅が被災地から遠くても、東日本大震災のように工場の被災、流通経路の寸断などにより生活物資が滞る場合があります。また、支援物資が届いた場合でも、アレルギー対応食品や希望する医薬品等が入手できるとは限りません。

各家庭で飲料水・食料・日用品など、最低3日分(できれば1週間分)を準備しておきましょう。

- 生活物資とは… 年齢・性別・家族構成などにより、必要な備蓄品は異なります。発災後、数日間は物資が手に入りにくいことをイメージして、自らが最低限必要な物が何かを考えましょう。
- 飲料水 1人:30×3日分で90ℓが目安です。【例えば】3人家族の場合 3人×90ℓ=270ℓの備蓄が必要です。
- 食料 ●定期的に備蓄した食品を食べ、減った分を足していく方法(ローリングストック)で、最低3日分(できれば1週間分)の備蓄に努めましょう。●乳幼児や高齢者がいる家庭では、食卓(アレルギー対応食品等)、医薬品についても配慮して、賞味期限を超えないように注意しましょう。
- トイレパック ●トイレパック備蓄量の目安 5回×7日分=1人あたりの備蓄数量(1日あたりの平均排泄回数)
- カセットコンロ・ポンペ

非常持出品

- 懐中電灯・ランタン
- 携帯ラジオ ※予備電池も用意しましょう。太陽電池式・手動発電式の商品もあります。
- 貴重品 ※現金、預金通帳、印鑑、健康保険証 など
- その他
 - 常用薬
 - 救急医薬品、ばんそうこう
 - タオル・軍手
 - 下着・着替え
 - ウェットティッシュ
 - マッチ・ライター
 - 携帯電話充電器
 - 紙皿・紙コップ・わりばし
 - 食品用ラップ
 - ビニール袋
 - トイレットペーパー
 - 生理用品

要介護者のいる家庭では…

- 着替え
- 紙おむつ
- 障害者手帳
- 補助具等の予備

妊婦・乳幼児のいる家庭では…

- 母子手帳
- さらし、脱脂綿・ガーゼ
- 新生児用品
- ミルク・紙コップ・わりばし
- 離乳食・スプーン
- 紙おむつ・おしりふき
- 着替え
- 毛布
- おもちゃ

マイカーのガソリンは満タンを心がけよう

東日本大震災におけるガソリンの供給不足も記憶に新しいところです。「自家用車の給油は早めに」を心がけましょう。

自宅を守ろう

耐震対策

阪神・淡路大震災の死亡原因は、「圧死」「窒息死」が大部分(約3/4)を占めていました。いざというとき、まず自分や家族の身を守るために、家の耐震化と家具の固定などの耐震対策が必要です。また、被災後も避難所ではなく自宅で過ごすなら、その方が皆さんの負担もずつと軽くなると思いませんか。皆さんの「安全のため」に、そして「自宅で生活し続けるため」に耐震対策を行い、被害を減らしましょう。

●住宅内の耐震化は…

- 家具を固定する
- ガラスに飛散防止フィルムを貼る
- 電気火災を防ぐため 感震ブレーカーを設置する
- 飛び出し防止のため、扉に留め金具やストッパーなどを取り付ける

●木造住宅・分譲マンションの耐震診断・耐震改修等

※詳しくはお問い合わせください。

横浜市では、昭和56年5月末日以前に建てられた在来軸組構法で2階建て以下の木造住宅について、診断士を派遣するほか、耐震改修や除却に要する費用を補助しています。

昭和56年5月末日以前に建てられた分譲マンションについて、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事・工事監理に要する費用を補助しています。

(問合せ) 建築局企画部建築防災課 ☎(671)2943

まず、自分自身の安全を図る

緊急地震速報を聞いたり、揺れを感じたら、柱や壁際に身を寄せたり、フッションや布団で頭を守りましょう。冷静に、その場に合った身の安全を図ることが大切です。

- フッションや布団など 近くにあるもので頭を守る。
- 丈夫な机の下などに身を隠す。
- あわてて飛び出さず ドアや窓を開けて出口を確保する。

あわてて屋外に飛び出さない

落下物や割れた窓ガラスなどが飛ぶ危険があります。

無理してガスコンロや暖房器具の火を消すことはやめましょう

やけどや火災の危険性があります。揺れがおさまってから、対処しましょう。

いつとき避難場所

公園や広場

災害の初期や必要に応じて

次の避難場所に移動する前に一時的に集まり、被害状況を確認する任意の場所

※いつとき避難場所を経由せずに地域防災拠点等へ避難する場合があります。

地域避難所

自治会館など

災害の初期や短期間の避難生活を想定した自治会・町内会が選定する任意の避難場所

詳しい場所は裏面へ

福祉避難所

福祉施設など

地域防災拠点での避難生活が困難な方の避難場所

区の保健師などが、心身の状態を確認し、福祉避難所への避難の必要と受入施設を判断します。対象と判断されない方は避難できません。

※そのほか、特別養護老人ホーム等に緊急入所ができる場合もあります。

詳しい場所は裏面へ

火災対策

●火災防止のために

暖房器具の転倒などによる出火や停電からの復旧時における通電火災(破損した電気コードなどのショートによる出火)を防ぐために、感震ブレーカーを設置しましょう。

●早期発見のために 住宅用火災警報器を設置しよう

消防法等により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

●火災が発生してしまったら

初期消火は出火後2~3分が勝負です。これ以上火災が続くと、火が天井に回り手がつけられなくなります。ただし、大きな揺れの直中に無理に火を止めようとすると危険です。まず身の安全を固めましょう。

●火災の規模が大きければ 広域避難場所へ避難しましょう

●住宅の外に避難したら 119番通報をしましょう

●火災の規模が大きければ 広域避難場所へ避難しましょう

自分の身の安全が確保できたら

安否確認と情報収集

家族や大切な人たちの安否確認や情報収集を行います。

安否確認・情報収集の手段は?

●情報を上手に使うのをチェック!

●自宅にどまる

●生活物資を備蓄しよう

●自宅を守ろうをチェック!

自宅建物が火災や倒壊の危険がないときは、あえて避難する必要はありません。

自宅を生活続けるために

広域避難場所

大規模公園や団地

大規模火災の熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所

詳しい場所は裏面へ

地域防災拠点

学校など

地震により自宅を失う又は破損等により居住することができなくなった方が避難する場所(あらかじめ指定している小・中学校等)

詳しい場所は裏面へ

横浜市内で震度5強(気象庁発表)以上の地震が発生した場合は、すべての地域防災拠点を開設します。地域防災拠点では備蓄物資や災害等の情報が得られます。

※備蓄物資は必要最低限しかありません。自宅の備蓄品を持ち寄りましょう。

地域防災拠点の避難地区は事前に地区割りしていますが、状況に応じて指定の地域外からの避難者も受け入れます。

情報を上手に使う

東日本大震災の際には、携帯電話を中心に電話がつながりにくくなりました。現在では、基地局などの災害対策が進んでいるため、災害用伝言ダイヤルなどによる安否確認や、Eメールなどによる情報収集が有効なツールとなっています。

●災害用伝言ダイヤル(171)

発災時に、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供開始される「声の伝言板」です。

●災害用伝言板(web171)

インターネットを利用して被災地の方々の安否を確認する手段です。

●防災情報

パソコンや携帯電話・スマートフォンで事前登録いただいた方に、震度・警報、河川情報、緊急のお知らせなどを配信します。

●横浜市民防災情報Eメール

bousai-yokohama@cousmail-entry.cous.jp

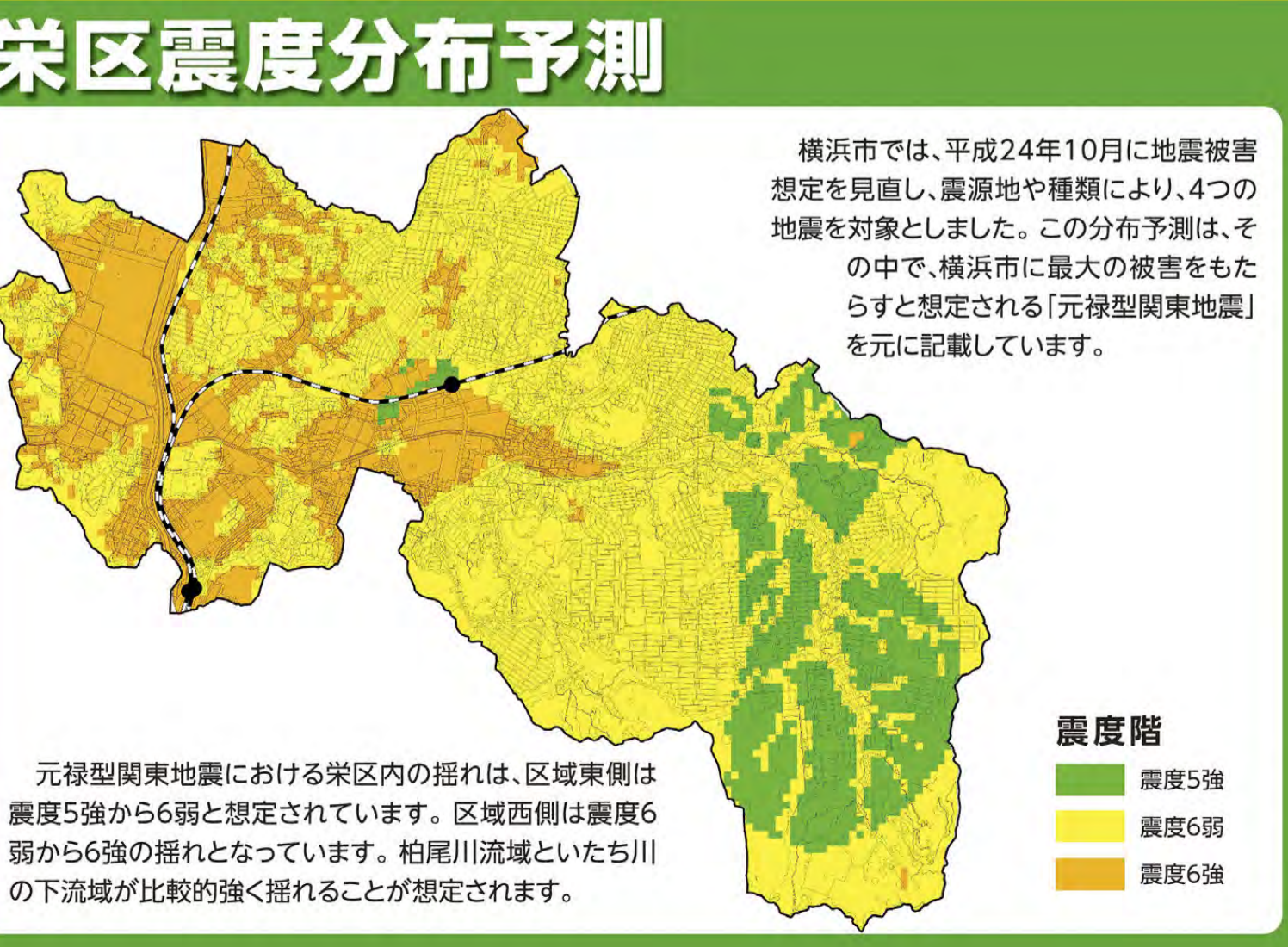
●災害情報を発信します

●公共電話インフォメーション

災害時、公共電話は「災害時優先電話」となり通信規制の対象外となります。右記のQRコードを読み取ると、栄区周辺のAED設置場所を検索できます。

●日本救急医療財団全国AEDマップ

右記のQRコードを読み取ると、栄区周辺のAED設置場所を検索できます。



防災訓練に参加しよう

地域(地域防災拠点や自治会町内会)や事業所では、定期的に防災訓練が行われています。いざという時に、すぐに正しい行動がとれるように、防災訓練に積極的に参加するとともに、さまざまな体験をしてみましょう。

- 地域防災拠点での訓練例
 - 避難者の受付・避難者リストの集計訓練
 - 備蓄資機材の組立・操作訓練
 - 飲料水の確保訓練
 - 生活場所の区割り訓練
 - トイレ対策訓練
 - 炊き出し訓練
 - 夜間訓練
 - など
- 自治会町内会での訓練例
 - 要援護者の安否確認
 - 地域防災拠点への避難方法の確認
 - 短期間の避難を想定した訓練
 - 初期消火訓練
 - など
- 企業・事業所での訓練
 - 混乱防止の声かけ
 - 利用者の安全な避難誘導
 - 従業員の安全確保
 - など

震災時の医療体制を知っておこう

災害時にけがをしたり病気になった場合には、症状の重さなどに応じた医療機関(病院・診療所)が応急医療を提供します。日頃から、近くの医療機関を確認しておきましょう。

また、家庭では応急手当の薬品や服薬中の薬、お薬手帳を持ち出せるようにしておきましょう。

- (1) 重症(生命の危険の可能性又は切迫した状態)、中等度(入院を要する状態)であれば病院で、軽症(入院を要しない状態)であれば診療所での応急医療を提供します。【開院している医療機関の目印】赤い旗:重症 / 黄色い旗:中等度・軽症
- (2) 区域で震度6弱以上の地震が起こった場合で、診療所の開設が少ない時には、医師等で構成する「医療救護隊」が地域防災拠点等で応急手当や医療相談に応じます。
- (3) 保健師等で構成する保健活動グループが地域防災拠点等において、巡回健康相談をおこないます。

【医療提供のイメージ】

- ① 災害拠点病院 (済生会横浜市南部病院 国立病院機構横浜センター等)
- ② 災害時救急病院 (横浜共済病院)
- ③ 被災を免れた診療所等
- ④ 市民の自助・共助による応急手当

応急手当で対応可能な軽症の負傷

※従来の「地域医療救護隊」は廃止されました。

問合せ(連絡先一覧)

- 地域防災・避難所・避難等に関することは **栄区役所 総務課** ☎ 894-8312 [FAX] 895-2260
- 道路・下水道・公園に関することは **栄消防署** ☎ 892-0119 | **栄土木事務所** ☎ 895-1411
- 電気(停電など)のことは **東京電力パワーグリッドコンタクトセンター** ☎ 0120-995-007 | 0120番号を利用できない場合(有料) ☎ 03-6375-9803
- ガス(都市ガス)のことは **ナビダイヤル(固定・携帯電話)** ☎ 0570-002211 | **ガス漏れ専用** ☎ 0570-002299 | **IP電話** ☎ 03-6735-8899
- 水道のことは **東京ガスお客様センター** ☎ 0570-002211 | **栄区水道局お客さまサービスセンター** ☎ 847-6262 [FAX] 848-4281
- 警察署 ☎ 894-0110

栄区防災マップ

凡例

	地域防災拠点		自動車専用道路
	広域避難場所		第1次緊急輸送路
	地域防災拠点の地区境界		第2次緊急輸送路
	緊急給水栓		鉄道
	災害用地下水タンク		市界
	耐震給水栓		区界
	福祉避難所		町界・丁目界
	自治会館内会館など		公園・緑地
	地域避難所		
	帰宅困難者一時滞在施設		
	区役所		病院
	警察署・交番		診療所
	消防署・消防出張所		学校
	郵便局		保育園など
	公共施設など		幼稚園
			交差点名
			寺院
			神社
			教会
			墓地
			地番

栄区防災マップは地域防災拠点の避難地区ごとに区分けしています。お住いの地区の地域防災拠点を確認しておきましょう。

広域避難場所一覧

飯島団地
金井公園
鎌倉カントリークラブ
公田団地
本郷台駅前一帯
山手学院一帯

地域防災拠点一覧

千秀小学校 ☎ 851-3731 ☎ 853-0782	田谷町1832	B-2	本郷中学校 ☎ 892-2155 ☎ 892-9241	桂町84-14	F-3
豊田小学校 ☎ 881-0275 ☎ 862-2041	長沼町125-4	D-1	公田小学校 ☎ 891-5518 ☎ 895-4199	公田町354-3	F-5
飯島中学校 ☎ 894-2901 ☎ 893-9034	飯島町746-1	C-2	桂台小学校 ☎ 891-8000 ☎ 894-9384	桂台南一丁目1-1	G-5
飯島小学校 ☎ 861-1636 ☎ 861-8217	飯島町771-2	D-2	桂台中学校 ☎ 891-2149 ☎ 892-2695	桂台中5-1	G-5
小菅ヶ谷小学校 ☎ 893-1218 ☎ 894-2145	本郷台四丁目31-1	E-2	本郷小学校 ☎ 891-6813 ☎ 893-4598	中野町16-1	G-4
本郷台小学校 ☎ 893-4010 ☎ 894-6795	本郷台一丁目6-1	E-2	桜井小学校 ☎ 893-0140 ☎ 892-9276	上郷町242-2	H-3
笠間小学校 ☎ 892-6602 ☎ 891-9549	笠間三丁目28-1	C-4	上郷小学校 ☎ 894-0761 ☎ 895-6193	犬山町6-1	H-4
西本郷中学校 ☎ 892-1911 ☎ 893-9421	小菅ヶ谷一丁目29-1	E-3	庄戸小学校 ☎ 894-0757 ☎ 895-6947	庄戸一丁目15-1	J-5
西本郷小学校 ☎ 892-2559 ☎ 894-9745	小菅ヶ谷二丁目22-1	E-3	旧庄戸中学校 ☎ 890-1155 ☎ 891-1551	庄戸三丁目1-1	J-5
小山台小学校 ☎ 894-5451 ☎ 895-5692	小山台一丁目15-1	F-1	旧野七里小学校	野七里二丁目3-1	I-6

用語の解説

地域防災拠点	地震により住宅を失い又は破損等により居住することができなくなった方が避難する場所です。[20か所] また、避難場所としての役割だけでなく、情報拠点、備蓄拠点としての機能を備えています。
緊急給水栓	地震に強い管に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設です。[14か所]
災害用地下水タンク	平常時は配水管の一部として水道水が流れているが、地震により配水管の水圧が下がると流入・流出の弁が閉まり、飲料水を貯留する施設です。[7か所]
耐震給水栓	地域防災拠点までの配水管と蛇口までの給水管を耐震化した、地震に強い屋外の水飲み場です。[3か所]
広域避難場所	地震に伴い大規模な火災が発生し延焼が拡大した場合、火災の輻射(ふくしゃ)熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。[6か所]
緊急輸送路(第1次・第2次)	災害発生時に応急対策に必要な物資、資機材、人員などを輸送する緊急車両が通行する道路です。災害時に交通規制が行われることがあります。第2次緊急輸送路は第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線です。

1 : 10,000
0 100 200 300 400 500m

防災に関するアンケート（依頼）

災害対策連絡協議会には、日ごろ、ご意見をいただく機会が少ない団体の皆さまにもご参加いただいておりますので、今後の議題やワーキングの参考とさせていただければと思います。

本協議会の活動に関してご意見等がありましたら、下記のいずれかの方法にて、ご回答をお願いします。

1. 同封した封筒で返送
2. 下記宛先までEメールにて提出
栄区総務課危機管理・地域防災担当
sa-bosai@city.yokohama.lg.jp
3. 右記二次元コードのアンケートフォームにて回答



アンケートフォーム

■回答者

機関名（団体名）	
氏名	

■問：

本協議会の活動に関してご意見等がありましたら、ご記載ください。

--